

豊田市農業委員会議事録

令和4年12月26日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年12月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第83号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第86号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第87号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第88号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第89号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第90号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第91号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (15名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
	—————	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男		—————		—————
	—————				

< 欠席委員 > (4名)

13番	加知 満	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主 査	井上 貴道	主 査	杉本 一浩	主 査	伊藤 寿信
主 査	岩月 彰弘	主 査	瀧下 和真		

(開会 午後 2時00分)

会長職務代理： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、13番、加知満委員、17番、林如実委員、18番、杉田雅子委員、19番、横条鈞委員、以上4名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会長職務代理： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第83号から第91号までの審議案件9件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第83号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第83号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

93番、前田町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

94番、田町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

95番、花園町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

96番、大沼町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見を伺いました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第83号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第83号は承認決定されました。

続いて、令和4年議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

17番、手呂町の件、農業用倉庫です。農用区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、18番、猿投町の件。

農家住宅敷地増しです。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、19番、中金町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、20番、深見町の件、共同住宅（駐車場）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

（会場声なし）

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第84号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第84号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第85号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第85号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

207番、御立町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、
下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね5
00メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、208番、手呂町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断
基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務
上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、209番、岩滝町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断
基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんして
いる区域に近接する区域でおおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、210番、渡刈町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断
基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域
で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地で
す。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、211番、広美町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断
基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんして

いる区域に近接する区域でおおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、212番、上丘町の件、太陽光発電施設（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、213番、本町の件、自己用住宅（駐車場）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、214番、前林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、215番、高岡町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 4件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、216番、亀首町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、217番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、218番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、219番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、220番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 5件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、221番、上高町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、222番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、223番、足助町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、224番、大清水町の件、歯科医院です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の横条委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御意見、御質問を伺います。

（会場声なし）

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第85号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第85号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第86号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第86号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

13番、下佐切町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和4年1月18日付で残土処分場として第5条許可を得ました。
申請前に隣接地の土地所有者と境界を確認しておりましたが、事業実施中に土地所有者の身内から再度測量をしたいとの申出があり、一時的に事業が中断してしまつたことから工期を延長したく申請に及ぶものです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御意見、御質問を伺います。

（会場声なし）

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第86号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第86号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第87号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第87号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

6番、金谷町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の日高委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

続きまして、7番、四郷町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の磯村委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長職務代理：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第87号において上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理：挙手多数と認めます。

よって、議案第87号は承認決定されました。

令和4年議案第88号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和4年議案第88号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

14番、高岡町の件。

担当推進委員の原田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長職務代理：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理：特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第88号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第 88 号は承認決定されました。

令和 4 年議案第 89 号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和 4 年議案第 89 号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項により、農業委員会の意見を求めます。

11 ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

53 番、今町の件、介護付き有料老人ホームです。

御意見をお願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、54 番、野見町の件、分家住宅です。

55 番、矢並町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

築山委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、56 番、鴛鴨町の件、資材置場、工場の駐車場です。

御意見をお願いします。

石川委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、57 番、中町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

近藤委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、58番、堤町の件、農家住宅の敷地増しです。

また、59番、若林西町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

杉浦委員： 異議ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、60番、生駒町の件、分家住宅です。

また、61番、駒場町の件、工場です。

続きまして、62番、吉原町の件、重機運搬業の駐車場です。

御意見を申し上げます。

土方委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、63番、乙部町の件、分家住宅です。

続きまして、64番、越戸町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

梅村（逸）委員： 問題ございません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、65番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、66番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、67番、小峯町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

水野委員： 3件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、68番、北篠平町の件、自己用住宅です。

なお、本件につきましては、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、69番、篠原町の件、工場の駐車場です。

こちらについても、担当の横条委員より、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

最後に、15ページを御覧ください。

愛知県の同意不要案件です。

70番、石野町の件、越戸水力発電所湛水池です。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の公共性が高いと認められる事業に係る施設に該当するため、皆さんに協議していただく必要はありませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、必要な法手続として農業委員会に御報告させていただきます。

以上です。

会長職務代理： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第89号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第89号は承認決定されました。

令和4年議案第90号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第90号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年1月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第90号資料①は、利用権の総括表になります。議案第90号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第90号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれ

も令和5年1月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、2,080筆、265万6826.52平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長職務代理：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理：特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第90号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理：挙手多数と認めます。

よって、議案第90号は承認決定されました。

令和4年議案第91号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和4年議案第91号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、68ページから70ページを御覧ください。

今回、石野、小原、松平、稲武地区の合計で85筆、3万3,526.91平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会長職務代理：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第91号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第91号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案18ページ及び別紙配付資料71ページ及び72ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

119番、宝町の案件から、21ページを御覧ください、130番、渡刈町の案件までの12件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

66番、下林町の駐車場の案件から、24ページ、74番、浄水町の分譲宅地までの9件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

176番、岩倉町の通路の案件から、30ページを御覧ください、198番、浄水町の自己用住宅の案件までの23件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長職務代理： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時26分)

議事録署名者
